

内閣参質一八六第四号

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員江口克彦君提出「特定秘密の保護に関する法律」の施行までに行うべき措置等に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員江口克彦君提出「特定秘密の保護に関する法律」の施行までに行うべき措置等に関する質問に対する答弁書

一について

憲法第四十一条において、国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関であると定められて  
いるとおりである。

二から四までについて

特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「本法」という。）は、国会における  
慎重な審議を経て成立したものと承知しているが、これまでに各方面から伺った様々な御意見を真摯に受け止め、今後とも、本法について、国民に丁寧に説明を重ねるとともに、その施行までの間に、御指摘の  
とおり「特定秘密の指定基準の策定」を行うなど、その適正かつ効果的な運用が図られるよう準備を進め  
ることとしている。

なお、お尋ねの「本法の題名及び目的」については、適切なものであると考えている。

